



鳥取県公報

平成14年 5月 8日(水)
号外第83号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(292)(経営支援課)..... 1

告 示

鳥取県告示第292号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成14年 5月 8 日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年 5月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が <u>12</u> 年以内であるものに限る。)を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年0.4パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が <u>11</u> 年以内であるものに限る。)を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年0.4パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が <u>12</u> 年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が <u>11</u> 年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
略		略	

